

くらしき作陽大学動物実験規程

動物実験は動物を対象として、これに何らかの拘束あるいは処置を施す操作が基本となるので、その実験過程において、研究者は、科学的な厳密性と同時に生命の取り扱いに関する倫理的な観点をもまた等閑視してはならない。

本規程は「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号)及びその他の法令等に基づき、くらしき作陽大学(以下「本学」という)における実験動物の質的向上と実験動物の適正な使用及び取扱いを図るとともに、代替法の利用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、及び苦痛の軽減(Refinement)の 3R の原則に従い、本学が自ら遵守すべき規範として定めたものである。

第1条 適用範囲

本規定は、本学において行われる動物実験に適用する。ここでいう動物実験とは、本学 5 号館(以下「5 号館」という)動物飼育室(以下「飼育室」という)で飼育できるラット及びマウス(以下、実験動物という)に対し、教育・研究・その他の目的で何らかの拘束あるいは処置を行うことをいう。

第2条 委員会の設置

- 1 本規程の実施に関する事項を審議するため、本学動物実験委員会(以下「委員会」という)を設置する。
- 2 委員会に関する事項は別に定める。

第3条 動物実験区域及び管理責任者

- 1 5 号館飼育室及び生理学実験室を「動物実験区域」(以下「区域」という)と規定する。5 号館の区域外では、一時的にあれ動物を飼育し、動物実験を行うための、飼育、保管、処置等を行うことは一切これを禁じる。飼育室では実験動物の飼育、保管、処置を、生理学実験室では動物実験のみを行うこととする。ただし、生理学実験室での動物実験上止むを得ない数時間程度の実験動物の保管、処置と、生理学実験室で行う学生の実験・実習による保管、処置は例外とする。
- 2 区域の管理責任者は、委員会が推薦して学長が任命する。

第4条 区域の整備

管理責任者は、区域における動物実験を本規程に準拠して行い得るよう、区域の施設、設備、組織等の整備に努力する。区域において行われる個々の実験及び清掃等の実施に関しては、実験実施者及び研究グループの責任者が責任を負う。

第5条 実験計画の立案

実験者及び研究グループの責任者は、以下の事項に留意して動物実験の実験計画を立案

するとともに、その実施にあたっては具体的な実験計画を事前に委員会に提出してその承認を得なければならない。

- 一 動物実験に代替し得る方法の可能性を十分に検討すること。
- 二 使用する動物の数を実験目的に必要な最小限度に止めること。
- 三 実験動物を選択するに当たっては、実験目的に最も適した、生理学的、微生物学的、遺伝学的特性を有する動物を選ぶこと。
- 四 使用する動物の育成環境が適正であるかどうかを検討すること。
- 五 研究方法の選択に当たっては、動物に最も苦痛を与えないような方法を選ぶとともに、実験期間中の飼育環境条件の整備にも配慮すること。

第6条 実験動物の導入

区域への実験動物導入に当たっては、実験者及び研究グループの責任者が以下の事項に留意し、責任を負うものとする。

- 一 伝染病の予防等のため、委員会が実験動物の導入に制限を設けている場合には、これを遵守しなければならない。
- 二 実験動物を区域へ導入する場合、輸送方法、輸送時間、梱包等が適切であったかどうかを点検し、異常、斃死個体の有無を確認しなければならない。
- 三 実験者が自ら輸送する場合には梱包、輸送方法等を十分検討し、輸送途中の動物の居住性、給餌、給水等を配慮して、動物に与えるストレスをできる限り少なくするとともに、輸送途中における感染、環境汚染、逃亡等が起きないよう努めなければならない。
- 四 必要に応じて検査を行う。検査の内容には動物間及び動物と人との間の感染を防止するための検査のみならず、動物の一般的健康状態、性質等が、目的とする実験に適しているかどうか、導入の際のストレスが実験に使用できる程度まで解消しているかどうかを観察することや、検査期間中に動物を新しい環境に馴化させることも含むものとする。

第7条 飼育管理

- 1 実験実施者及び研究グループの責任者は、区域における実験動物の導入から実験終了後の処分に至る全期間を通じて以下の諸点を十分考慮した飼育管理を行い、その具体的実施についての責任を負うものとする。
 - 一 使用する動物の生理、生態、習性等に照らして、適当な飼育空間が与えられるようなケージを用い、過密に飼育しないこと。
 - 二 適切な給餌、給水、清掃を行うこと
 - 三 飼育室及び飼育機器は定期的に洗浄、消毒を行い、疾病、悪臭、寄生虫、昆虫類等の発生を防ぐこと。
 - 四 温度、湿度、換気、騒音、光条件等環境条件が実験結果に悪影響を及ぼさないよう、適切に整備されること。

五 飼育室及び飼育機器は、動物の逃亡を防ぐとともに、外部からの動物や昆虫の侵入を防ぐものであること。

六 飼育室から生じる汚物や死体は、悪臭や昆虫類が発生しないように凍結保管し、適時、処理を業者に委託すること。

七 日常的に仔細な観察を行い、動物の健康状態、生活状態について正確に把握とともに、異常を発見した場合には速やかに適切な処置を講ずること。

八 区域からの排気、排水、汚物などで環境等を汚染しないよう配慮すること。

2 上記の諸点を保障するため、管理責任者、実験実施者及び研究グループの責任者は、相互に十分な情報の交換を行わなければならない。

第8条 実験中の動物の取扱い

実験実施者及び研究グループの責任者は、区域における実験中の動物の取扱いについて以下の諸点を十分考慮し、その具体的実施についての責任を負うものとする。

一 腫瘍等の動物への移植、培養細胞・細菌の動物への移入、動物の免疫機能を低下させるような実験等を行う場合には、感染防御に十分注意を払わなければならない。

二 実験が終了した場合、用いた動物の処分及び区域の清掃、消毒を行わなければならない。

三 実験中の動物の取扱い及び使用後の動物の処分に当たっては、その実験の内容及び用いる動物に最も適した麻酔法や保定法を用いるなどして、できる限り動物に苦痛を与えない条件下で実施しなければならない。

四 麻酔あるいは処分の方法は、最も短時間に確実な効果が得られるような方法を選択しなければならない。

五 動物の苦痛の判断や麻酔、保定、処分の方法の選択に関し、必要な場合には委員会の判断を求めるものとする。

第9条 実験終了後の処置

実験実施者及び研究グループの責任者は、実験終了後の動物の死体、臓器、汚物、検体及び血液等の付着した機器等について、これらが悪臭や昆虫類の発生、病原菌の伝播等を起こさないよう適切に保管あるいは処理し、さらに、区域が感染症伝播の拠点とならないよう適切な消毒を施さなければならない。

第10条 危害の防止

管理者は、実験動物により実験者、飼育担当者あるいは実験に関係のない第三者が危害を受けたり、感染、アレルギー等の危険にさらされないよう対策を講じなければならない。また、災害など緊急時の動物の逃走防止、危害の防止などについて日常から対策を講じておくことが必要である。

第11条 危険を伴う動物実験

1 病原性あるいは伝染性のバクテリアやウイルス等を用いる危険を伴う動物実験については、いかなるものであれ一切これを認めない。

- 2 実験実施者もしくは研究グループの責任者が、人や他の動物に危害を与え、環境汚染を惹起する可能性のある微生物あるいは化学物質を用いて動物実験を行う場合には、管理責任者と打ち合わせの上、その区域をそれらの微生物あるいは化学物質の危険度に対応して整備しなければならない。また、実験実施者はそれらの取扱いに習熟している必要がある。
- 3 微生物あるいは化学物質の危険度と区域の整備状況との対応、実験実施者の習熟度に関する判断は委員会において行う。
- 4 放射性同位体を用いる動物実験は、いかなるものであれ一切これを認めない。
- 5 管理責任者、実験実施者、および研究グループの責任者は、相互に実験の実施にかかる情報を十分に交換して、危険の防止に努めなければならない。

第12条 他の機関で定められた規定等との関係

実験実施者もしくは研究グループの責任者が所属する学会等他の機関が動物実験にかかる規程を定めている場合には、それを熟知するとともに遵守しなければならない。もしその規程等の内容と本規程の内容に矛盾が生じた場合は委員会の判断を求めるものとする。

第13条 規定の改廃

本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成23年9月5日から実施する。